

CONTENTS

◆第99回定時株主総会招集ご通知	1
◆株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件	
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションの報酬額および内容決定の件	
(添付書類)	
◆事業報告	31
◆連結計算書類	55
◆連結監査報告書	58
◆計算書類	60
◆監査報告書	63

第99回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月28日(火曜日) 午前10時

開催場所

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
アーバンネット大手町ビル21F
LEVEL XXI 東京會館 スタールーム



西華産業株式會社
SEIKA CORPORATION

証券コード：8061

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

西華産業株式会社

代表取締役社長 櫻井昭彦

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時の新型コロナウイルス感染拡大を受け、本株主総会の開催につきまして慎重に検討いたしました結果、適切な感染防止策を実施したうえで、開催させていただくことになりました。株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、極力、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態に関わらず会場へのご来場をお控えいただくことを強くお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述の「議決権の行使についてのご案内」に沿って2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都千代田区大手町二丁目2番2号
アーバンネット大手町ビル21F LEVEL XXI 東京會館 スタールーム

3. 株主総会の目的事項

報告事項 ①第99期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件

②第99期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する株
式報酬型ストック・オプションの報酬額および内容決定の件

以上

◎本年は株主総会ご出席者へのお土産の配布は取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を切り離さずに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎「連結注記表」及び「個別注記表」は、当社定款第15条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.seika.com/ir/stock/meeting/>）に掲載しております。

◎株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://seika.com/ir/stock/meeting/>）に掲載させていただきます。

<株主の皆様へのお願い>

- 株主総会当日までの新型コロナウイルスの感染拡大状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://seika.com>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- ご来場の株主様は、マスクの着用をお願い申し上げます。
会場受付にて、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りさせていただく場合がございます。
- 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）の詳細な説明は省略させていただきます。
株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

議決権の行使についてのご案内

「第99回定時株主総会招集ご通知」をご参照の上、以下のいずれかの方法にて議決権を行使してください
ますようお願い申し上げます。

株主総会の議決権行使を事前に行使いただける株主様



郵送

議決権行使書用紙に賛否を記入し、
ご返送ください。

行使期限

2022年6月27日(月曜日)
午後5時30分までに到着



インターネット

議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>)
にアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月27日(月曜日)
午後5時30分まで

詳細は次ページをご覧ください。

株主総会にご出席の株主様



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
※裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

株主総会開催日時

2022年6月28日(火曜日)
午前10時

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認の上、パソコン、スマートフォンまたはタブレットから、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法 (スマートフォン・タブレット等から)

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

QRコードによる議決権行使は 1回に限り可能です。

再行使する場合は右の「ログインID」「パスワード」を入力する方法をご利用ください。

議決権行使プラットフォームによる議決権行使のご案内～機関投資家の皆様へ～

機関投資家の皆様には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社IJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

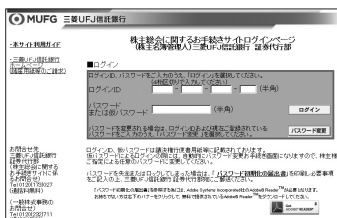
ご注意事項

- 午前2時から午前5時のご利用いただけません。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
 - (1) 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

「ログインID」「パスワード」を入力する方法

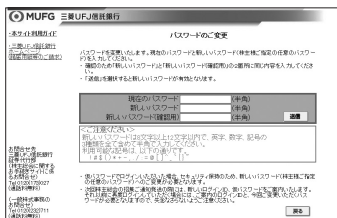
- 1 議決権行使サイトへアクセス
<https://evote.tr.mufg.jp/>

2 ログイン



議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

3 パスワード登録



株主様以外の方による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いしております。

● システム等に関するお問い合わせ ●

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
0120-173-027 (午前9時～午後9時、通話料無料)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

剰余金の配当につきましては、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとしており、安定的な配当をすることを基本方針としております。

営業・財務両面にわたる効率的な業務運営により、経営基盤の強化を図るとともに、新しい事業の開発などの資金需要に柔軟に対応しながら、連結配当性向35%を目途にいたします。

このような方針のもと、当期末の配当金につきましては、1株につき40円とさせていただきます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金25円を含め、1株につき65円となります。

<期末配当に関する事項>

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金40円

総額 479,090,000円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、業務執行に対する適法性、妥当性の監査および監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実と経営の効率向上を図ることを目的とし、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を有する「監査等委員会設置会社」に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）の一部が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度を導入するため、次のとおり所要の変更を行うものであります。
 - ①変更案第15条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定める（第1項）と共に、書面交付請求に際して交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定（第2項）を新設するものであります。
 - ②株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ③上記の新設・削除に伴い、効力発生日に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または、表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第 15 条 1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(定 員)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、11名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選 任)</p> <p>第 20 条 1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. (省略) 3. (省略)</p> <p>(解 任)</p> <p>第 21 条 (省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(定 員)</p> <p>第 19 条 <u>1. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、11名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第 20 条 1. 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. (現行のとおり) 3. (現行のとおり)</p> <p>(解 任)</p> <p>第 21 条 (現行のとおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 22 条 1. 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会規定) 第 23 条 (省略)</p> <p>(代表取締役および執行役員等) 第 24 条 1. 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、取締役又は執行役員の内 1 名を社長とする。 3. (省略) 4. (省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 25 条 1. (省略) 2. 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対し会日の 5 日前に発するものとする。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第 26 条 1. (省略) 2. 前項の規定にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役 (当該事項について議決に加わることのできるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。</p>	<p>(取締役会規定) 第 23 条 (現行のとおり)</p> <p>(代表取締役および執行役員等) 第 24 条 1. 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役又は執行役員の内</u> 1 名を社長とする。 3. (現行のとおり) 4. (現行のとおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 25 条 1. (現行のとおり) 2. 取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日の 5 日前に発するものとする。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第 26 条 1. (現行のとおり) 2. 前項の規定にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役 (当該事項について議決に加わることのできるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(取締役の責任免除) 第 27 条 (省略)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置) 第 28 条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>(定 員) 第 29 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>(選 任) 第 30 条 1. 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期) 第 31 条 1. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定に拠り、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 28 条 (現行のとおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤監査役)</p> <p>第 32 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役会規定)</p> <p>第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定める事項のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第 34 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の5日前に発するものとする。 ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。</p>	(削除)
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 当社は、社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第5章 <u>監査等委員会</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の設置)</u> 第 29 条 当社は、監査等委員会を置く。
(新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> 第 30 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(新設)	<u>(監査等委員会規定)</u> 第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定める事項のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。
(新設)	<u>(監査等委員会の招集)</u> 第 32 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の5日前までに発するものとする。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。
(新設)	<u>(監査等委員会の決議の方法)</u> 第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 37 条～第 39 条 (省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第 41 条～第 45 条 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 34 条～第 36 条 (現行のとおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第 38 条～第 42 条 (現行のとおり)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 <u>第99回定時株主総会の終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。</u></p> <p>第 2 条 1. <u>現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条については、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、現在の取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	さくら い あき ひこ 櫻井 昭彦 (1959年1月10日生)	1989年2月 当社入社 2005年4月 当社大阪営業第二本部 機械第二部長 2009年4月 西擘貿易（上海）有限公司董事長 2011年4月 当社経営企画本部 企画部長 兼 アジア開発部長 2013年4月 当社執行役員 東京営業第一本部長 2014年4月 当社執行役員 営業統括本部副本部長 産業機械事業所管 2014年6月 当社取締役 上席執行役員 営業統括本部副本部長 産業機械事業所管 2015年4月 当社取締役 常務執行役員 営業統括本部長 兼 産業機械事業所管 2016年4月 当社取締役 常務執行役員 営業統括本部長 2018年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現職）	18,167株
<p>【取締役候補者とした理由】 櫻井昭彦氏は、2018年4月から代表取締役社長として当社の経営に当たっており、折々に発生する難しい経営判断を要する事案においても挑戦心を持ちつつ冷静かつ確実に判断・行動し、会社を適正な方向に導いてきたと考えております。長期戦略を練り直したうえで変革を伴ったしかな成長軌道を描きはじめるという動きが緒についたばかりでもあり、引き続き取締役として責務を果たしていくべく、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	<p>川名康正 (1960年9月29日生)</p>	<p>1984年4月 当社入社 2010年4月 当社経営企画室 企画部長 兼 内部監査室長代理 兼 関係会社統括室長代理 2011年4月 当社大阪営業第二本部 名古屋支店長 2013年4月 日本ダイヤバルブ株式会社 取締役副社長(出向) 2013年7月 日本ダイヤバルブ株式会社 代表取締役社長(出向) 2015年4月 当社執行役員 日本ダイヤバルブ株式会社 代表取締役社長(出向) 2016年4月 当社上席執行役員 日本ダイヤバルブ株式会社 代表取締役社長(出向) 2017年4月 当社上席執行役員 関係会社戦略本部長 兼 関係会社統括部長 2017年6月 当社取締役 上席執行役員 関係会社戦略本部長 兼 関係会社統括部長 2019年4月 当社取締役 常務執行役員 関係会社戦略本部長 2020年10月 当社取締役 常務執行役員 関係会社戦略本部長 兼 事業戦略部長 2020年11月 当社取締役 常務執行役員 関係会社戦略本部長 2021年10月 当社取締役 常務執行役員 経営企画本部長 兼 関係会社戦略本部長 2022年4月 当社取締役 専務執行役員 (企画管掌) (現職)</p>	8,450株
<p>【取締役候補者とした理由】 川名康正氏は、2017年6月から取締役として当社経営の一翼を担っており ます。業務執行の観点でも直近の関係会社戦略本部長や経営企画本部長に加 え当社連結子会社の社長なども歴任しており、その幅広い経験と高い識見を 基にグローバルかつグループ全体を俯瞰した戦略的な思考ができ、組織開発 力や人材育成力にも優れ、当社の変革と成長を導くことができる人材である と判断し、継続して取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
※ 3	ます だ ひろ ひさ 増 田 博 久 (1961年3月28日生)	1983年 4 月 当社入社 2008年 4 月 当社九州営業本部 長崎支店長 2013年 4 月 当社経営企画本部 企画部長 兼 内部監査室長代理 2014年 4 月 当社営業統括本部 本部長代理 化学・エネルギー事業所管 2015年 4 月 当社執行役員 営業統括本部 本部長代理 化学・エネルギー事業所管 2016年 4 月 当社執行役員 グローバル事業本部長 兼 海外事業部長 2017年 4 月 当社執行役員 日本ダイヤバルブ(株)出向 取締役社長 2019年 4 月 当社上席執行役員 日本ダイヤバルブ(株)出向 取締役社長 2022年 4 月 当社常務執行役員 (営業管掌) 営業本部長 (現職)	8,588株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>増田博久氏は、2022年3月末までは当社連結子会社である日本ダイヤバルブの社長として経営に携わり同社の堅調な業績と成長を牽引してきました。また当社の営業部門での経験も豊富であり2022年4月からは営業本部長として営業部門全体を統率する立場となりました。斯かる経歴を背景に総合的営業力と鳥瞰的判断力を具備しており、当社の企業価値向上と持続的な発展に貢献できると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	<p>はせがわ ともあき 長谷川 智昭 (1963年6月1日生)</p>	<p>1986年4月 当社入社 2011年4月 当社管理本部 経理部長 兼 関係会社統括室長代理 2013年4月 当社管理本部 経理部長 兼 Seika Sangyo GmbH社長 兼 Tsurumi (Europe) GmbH社長 2016年4月 当社管理本部 経理部長 兼 Seika Sangyo GmbH社長 2019年4月 当社執行役員 管理本部 本部長代理 兼 経理部長 2021年4月 当社上席執行役員 管理本部長 2021年6月 当社取締役 上席執行役員 管理本部長 2022年4月 当社取締役 上席執行役員 (管理管掌) (現職)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 長谷川智昭氏は、2021年6月に取締役に就任し当社経営の一翼を担うとともに、業務執行面では人事、総務、経理および財務に関わる事項を中心に重要事項の決定と取締役会への説明責任を果たしております。当社の海外現地法人であるSeika Sangyo GmbHやTsurumi(Europe) GmbHの社長経験もあり経営に関する知識・素養を備えていることから、当社の企業価値向上に貢献できると判断し、継続して取締役として選任をお願いするものであります。</p>	5,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	みや た きよ み 宮田清巳 (1947年3月14日生)	1969年4月 ホソカワミクロン株式会社入社 1998年12月 同社 取締役 2003年12月 同社 副社長 2008年12月 同社 代表取締役社長 2009年2月 一般社団法人 日本産業機械工業会 監事 2012年6月 公益財団法人 ホソカワ粉体工学振興財団 副理事長 2014年10月 ホソカワミクロン株式会社 会長 2017年12月 同社 常任顧問 2019年1月 同社 顧問 (非常勤) 2020年6月 当社社外取締役 (現職)	1,655株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</p> <p>宮田清巳氏は、2020年6月より当社社外取締役として、独立の立場から経営を監視・監督するとともに指名審査・報酬審査の両委員会でも積極的に活動し適切に責務を果たしております。ホソカワミクロン株式会社の代表取締役社長をはじめ要職を歴任され、その豊富な経験に基づく高い視座・広い視野を持ち、社内取締役とは別の視点からの助言・監督機能を期待できることから、継続して社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
※ 6	<p>かがみ まさ のり 各務 眞 規 (1952年1月6日生)</p>	<p>1980年 1月 日本輸送機株式会社入社 (現 三菱ロジスネクスト株式会社)</p> <p>2010年 6月 同社 取締役 執行役員 ニチュMHIフォークリフト株式会社 代表取締役社長 北関東ニチュ株式会社 取締役 (現職)</p> <p>2013年 4月 ニチュ三菱フォークリフト株式会社 (現 三菱ロジスネクスト株式会社) 取締役 上席執行役員</p> <p>2015年 6月 同社 取締役 常務執行役員</p> <p>2017年10月 三菱ロジスネクスト株式会社 取締役 副社長執行役員</p> <p>2020年 6月 同社 取締役会長 取締役会議長</p> <p>2021年 6月 同社 シニア・エグゼクティブ・アドバイザー (現職) 一般社団法人日本産業車両協会 副会長 京都商工会議所 議員 (現職)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 各務眞規氏は、ニチュMHIフォークリフト株式会社の代表取締役社長および三菱ロジスネクスト株式会社の取締役会長をはじめ要職を歴任されてきた経験に基づく実践的な感覚および高い視座・広い視野を持ち、取締役会において社内取締役とは別の観点による提言等をいただけると期待され、当社の経営体制の強化と企業価値の向上に資すると判断されることから、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任候補者であります。
3. 宮田清巳氏および各務眞規氏は社外取締役候補者であります。
4. 宮田清巳氏は現在、当社の社外取締役であります。
5. 宮田清巳氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、宮田清巳氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。
7. 当社は、各務眞規氏が社外取締役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。
8. 当社は、宮田清巳氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
9. 当社は、各務眞規氏が社外取締役に就任した場合には、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
10. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
※1	あべまさのり 阿部正典 (1957年10月25日生)	1982年4月 当社入社 2010年4月 当社総務・人事部長 兼秘書室長 2016年6月 日本ダイヤバルブ株式会社（出向） 取締役管理本部長 兼総務・人事部長 2017年3月 当社退職 2017年4月 日本ダイヤバルブ株式会社入社 取締役管理本部長 兼総務・人事部長 2020年6月 同社退任 2020年6月 当社監査役（現職）	400株
【取締役候補者とした理由】 阿部正典氏は、2020年6月より当社の常勤監査役として、取締役の職務執行の適法性および会計監査の相当性を客観的な視点から公正に判定するとともに、有益な助言により当社経営の健全性担保に貢献しております。また監査役就任以前は当社連結子会社である日本ダイヤバルブの取締役や当社の総務・人事部長などを歴任しており、経営や当社事業に関する知見もあることから、新たに監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
※ 2	しら い ゆう こ 白 井 裕 子 (1954年2月11日生)	1986年 4 月 弁護士登録 (東京弁護士会所属) 1991年 4 月 ウイング総合法律事務所開設 (旧新四谷総合法律事務所) (パートナー弁護士) 2004年 4 月 関東弁護士連合会理事 2005年 4 月 東京地方裁判所鑑定委員・調停委員 2009年 5 月 東京都新宿区教育委員会委員長 2010年 4 月 日本弁護士連合会監事 2011年 4 月 日本知的財産仲裁センター監事 2012年 4 月 東京弁護士会副会長 2013年10月 東京都新宿区教育委員会委員長 2015年 6 月 当社社外取締役 (現職) 2016年 4 月 東京都新宿区監査委員 (非常勤) 2019年 4 月 東京都新宿区代表監査委員 (非常勤) (現職) 2021年 6 月 アネスト岩田株式会社 社外取締役 (現職)	2,742株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</p> <p>白井裕子氏は、2015年6月より当社社外取締役として、独立の立場から経営を監視・監督するとともに指名審査委員会の委員長としても活動し適切に責務を果たしております。弁護士としての企業法務を中心とする専門的な知見を持つとともに社会一般を俯瞰する客観的視点を兼ね備えており、社内取締役とは別の視点から透明性・公正性の確保に寄与されるものと判断し、新たに監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
※ 3	<p style="text-align: center;">なかむらよしひこ 中村嘉彦 (1956年11月28日生)</p>	<p>2003年10月 あずさ監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) パートナー</p> <p>2019年 6月 同所 退任</p> <p>2019年 7月 公認会計士中村嘉彦会計事務所 開設 (現職)</p> <p>2020年 6月 三菱自動車工業株式会社 社外取締役 (現職)</p> <p>2020年 6月 当社社外監査役 (現職)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 中村嘉彦氏は、2020年6月より当社社外監査役として、取締役の職務執行の適法性および会計監査の相当性を客観的な視点から公正に判定し当社経営の健全性担保に貢献しております。公認会計士として多数の企業の会計監査やM&A案件にも携わっており企業会計や監査に関する高い専門性を持ち、社内取締役とは別の観点による助言・監督機能が期待されることから、新たに監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。</p>	200株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任候補者であります。
3. 白井裕子氏および中村嘉彦氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 当社は、白井裕子氏および中村嘉彦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。
5. 白井裕子氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
6. 中村嘉彦氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役として石黒清子氏を選任することをお願いするものであります。

なお、本決議は、石黒清子氏の就任前に限り、監査等委員会の同意を得て行う取締役会の決議により選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
石黒清子 (1960年2月21日生)	1991年4月 弁護士登録（東京弁護士会所属） 1995年4月 旧野田・相原・石黒法律事務所開設 （現 野田記念法律事務所） （パートナー弁護士） 2014年5月 内閣府退職手当審査委員会 委員（現職） 2015年1月 人権擁護委員 就任（現職） 2017年9月 株式会社トラジ 社外監査役（現職） 2019年3月 東亜合成株式会社 社外取締役（現職） 2021年4月 総務省恩給審査会 会長（現職） 2022年3月 日本精蠟株式会社 社外取締役（現職）	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 石黒清子氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、同氏が就任した場合には、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
3. 石黒清子氏は、弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、また、他社の社外取締役および監査役を務められております。
その知見を活かしてガバナンス、法務について専門的な観点から当社の経営全般の監督、監査をしていただくことにより、当社の取締役会の監督機能の実効性強化等、職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。
4. 当社は、石黒清子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。
石黒清子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第83回定時株主総会において、「年額3億円以内」と決定され現在に至っておりますが、当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して「年額3億円以内（うち社外取締役分3,000万円以内）」と定めることとさせていただきますと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。

当社における取締役の個人別の報酬等に係る決定方針の内容の概要は、本招集ご通知45ページ「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであり、その内容は、本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該方針を変更することは予定しておりません。

本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて固定報酬および業績連動報酬を支給するものであるところ、その方針に照らした報酬枠として必要かつ合理的な内容となっており、相当であると判断しております。

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬を「年額5,100万円以内」とさせていただきますと存じます。

なお、本議案に係る報酬の額は、監査等委員である取締役の職責および員数に照らして相当であると判断しております。第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションの報酬額および内容決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬の額は、2016年6月24日開催の第93回定時株主総会において取締役の報酬額とは別枠で年額60百万円以内の範囲で割り当てることをご承認いただき今日に至っておりますが、当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、第6号議案による取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額「年額3億円以内」とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を経済状況等諸般の事情も考慮して、「年額60百万円以内」の範囲で割り当てることとさせていただきたいと存じます。

なお、本議案においてご承認をお願いする株式報酬型ストック・オプションの内容は、第93回定時株主総会でご承認いただいた内容と同一であります。当社取締役の中長期的な業績および企業価値向上への貢献意欲、ならびに株主重視の経営意識を従来以上に高めることを目的として発行するものであり、この目的は監査等委員会設置会社移行後も果たす必要があることから、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションの導入は相当であると考えております。ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

各取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）への付与時期および配分については取締役会にご一任願いたいと存じます。

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）は4名となります。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

新株予約権の内容は次のとおりであります。

新株予約権の内容

- (1) 新株予約権の総数および目的となる株式の種類および総数

新株予約権の総数3,100個を1年間の上限といたします。

目的となる株式の種類 当社普通株式62,000株を1年間の上限といたします。

新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」といいます。)は、20株とします。

なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割または株式併合等を行なうことにより、付与株式数を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行なうものといたします。

- (2) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデルにより算出した価額を払込金額といたします。

なお、新株予約権の割り当てを受けた者に対し、当該払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺することをもって、当該新株予約権を取得させるものといたします。

- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

- (4) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内といたします。

- (5) 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、上記(4)の期間内において、当社の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものといたします。

- (6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものといたします。

(7) 新株予約権の取得に関する事項

- ①新株予約権者が権利行使をする前に、前記(5)の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権の行使ができなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(8) その他新株予約権の内容

上記(1)から(7)の細目および新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。

(ご参考)

当社は、上記新株予約権の内容と同内容の新株予約権を、当社の執行役員に対し当社が必要と判断する個数について、当該新株予約権の公正価値を基準として決定される金額を払込金額として発行いたします。

【ご参考】取締役会の多様性

本招集ご通知記載の第3号議案および第4号議案を原案どおりにご承認いただいた場合、当社の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	独立性	■男性 ◆女性	当社が期待するスキル（知識・経験・能力）					
			企業経営 事業戦略	財務 会計	法務・ コンプラ イアンス	業界知見・ マーケティング	ESG・ サステナ ビリティ	国際性
取締役 (監査等委員を除く。)	櫻井 昭彦	■	●		●	●	●	●
	川名 康正	■	●			●	●	●
	増田 博久	■	●			●	●	
	長谷川 智昭	■	●	●	●			
	宮田 清巳	●	■	●			●	●
	各務 眞規	●	■	●			●	●
監査等委員である取締役	阿部 正典	■		●				
	白井 裕子	●	◆			●	●	
	中村 嘉彦	●	■		●			●

(注) 上記一覧表は、候補者の有するスキルをすべて表わすものではありません。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

また、当該会計基準等の適用にあたり、代理人取引に係る売上高は、仕入高と相殺した純額にて表示しております。

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に関するワクチン接種の普及等によって緩やかに持ち直しの動きがみられたものの、感染者数の下げ止まりや、ロシア・ウクライナ情勢の悪化など、先行き不透明な状態が続きました。

このような経済環境のもと、当期における当社グループの業績につきましては、化学・エネルギー事業およびグローバル事業の売上が増加した結果、売上高は853億7百万円(前期比18.6%増)となりました。また、一部の国内外子会社の業績が好調であったことを主因として、営業利益は38億24百万円(前期比48.2%増)、経常利益は38億79百万円(前期比33.5%増)となりました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益は、22億46百万円(前年比17.5%減)となりました。

各セグメントの状況は、以下のとおりであります。

「電力事業」

原子力発電分野では、九州地区および2019年4月に事務所を開設した敦賀地区にて発電所向け安全対策工事等の大型商談が売上に計上されたものの、火力発電分野では発電設備の定期修理や設備更新等の延期の影響を受け売上が減少し、売上高は113億63百万円(前期比6.5%減)、セグメント利益は11億92百万円(前期比10.0%減)となりました。

〔化学・エネルギー事業〕

前期10月1日より連結子会社化したセイカダイヤエンジン株式会社の業績が、前期では3カ月分の計上であったものが当期は通期で計上されたことに加え、敷島機器株式会社の業績が発電用エンジンのメンテナンス業務に支えられて好調に推移した結果、売上高は222億61百万円（前期比100.5%増）、セグメント利益は7億45百万円（前期比785.7%増）となりました。また、セイカダイヤエンジン株式会社は、ミドリムシ由来の油脂等を原料とするバイオ燃料で有名な株式会社ユーグレナと2021年10月に次世代バイオディーゼル燃料「サステオ」の漁船用エンジン向け供給と活用で提携いたしました。

〔産業機械事業〕

飲料会社向け新設バイオマス関連設備の大型商談が売上に計上されたものの、国内繊維およびエンジニアリング会社向け産業機械等の売上が減少した結果、売上高は351億91百万円（前期比5.1%減）となりました。また、セグメント利益は、日本ダイヤバルブ株式会社の業績が堅調に推移したものの、中国向け一部取引における費用負担により、11億43百万円（前期比3.0%減）となりました。なお、当社は最先端の新しい取り組みとしてTerra Drone社の超音波探傷装置を搭載したドローン「UTドローン」によるプラントおよび製造設備の点検サービスを始めましたが、その取り組みを加速し、製造現場での保守・保安に関する当社事業の進化を図るべく、2022年3月にTerra Drone社のシリーズB資金調達に出資するとともに、UTドローンによる点検サービスに関し、同社と国内総代理店契約を締結しました。

〔グローバル事業〕

中国向け繊維原料の販売価格上昇および西擘貿易（上海）有限公司の石油化学会社向け排水処理設備の大型商談の売上が寄与し、売上高は164億90百万円（前期比42.1%増）となりました。また、セグメント利益は、主に建設工事用ポンプを取り扱うTsurumi (Europe) GmbHグループの業績が好調であったことを主因として、7億33百万円（前期は7百万円のセグメント損失）となりました。

なお、当社グループの海外売上高は、179億51百万円（前期比23.2%増）となり、当社グループ全体の売上高に占める割合が21.0%となりました。

当社グループのセグメント別受注高および売上高の状況は、次のとおりであります。

期 別 セグメント別	前 期 (第98期)				当 期 (第99期)			
	受 注 高		売 上 高		受 注 高		売 上 高	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
電力事業	12,490	15.8	12,156	16.9	13,125	15.8	11,363	13.3
化学・エネルギー事業	13,566	17.2	11,100	15.4	23,011	27.7	22,261	26.1
産業機械事業	39,455	50.1	37,067	51.6	31,730	38.1	35,191	41.3
グローバル事業	13,330	16.9	11,608	16.1	15,269	18.4	16,490	19.3
合 計	78,843	100.0	71,933	100.0	83,137	100.0	85,307	100.0

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、前連結会計年度に係る受注高および売上高については、当該会計基準等を遡及適用した後の数値を記載しております。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当期の所要資金は、自己資金および借入金によって賄っており、増資あるいは社債の発行による資金調達は行っておりません。

また、当社は所要資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額50億円のコミットメントライン契約を締結しております。

なお、このほかにアンコミットメントの当座借越枠として総額111億円を設定しております。

(4) 対処すべき課題

- ① 中期経営計画の完遂および長期成長戦略の明確化
現行の中期経営計画『Re-SEIKA 2023』は現進行期2022年度が最終年度になります。ここで掲げる「変革と挑戦 強く価値ある会社へ」を念頭に、その経営数値目標である2023年3月期の営業利益＝37億円、当期純利益＝25億円を達成すべく、取り組んでまいります。
併せて、現進行期を長期に亘るたしかな成長軌道の起点としたいとの思いから長期経営ビジョン『VIORB 2030』を新たに策定し、2022年度から具体的な取り組みを開始します。この戦略の骨子は、脱炭素に代表される環境をめぐる変化の流れのなかにこそ当社グループが貢献できることがあるとの発想で、「環境」に焦点を当て事業活動を進めるとともに、それを成長の牽引役とするというものです。
- ② 持続的成長を図るための戦略の具体化
持続的成長を図るための戦略である『VIORB 2030』については、長期スパンでのビジョンという位置付けであるため、実際にはこれに基づき、各時期・各局面に応じた実効性ある個別戦略・重点施策を明確にし、それを日常の経営や事業活動に落とし込んでいくことが肝要であると考えております。まずは、各部門が主体となり2022年度において重点的に取り組むべき個別戦略を明確化するとともに、長期成長戦略の中で宣言した経営上の主要施策を実行に移していきます。
また、年度の後半には、長期成長戦略を踏まえ、次の3年間の中期経営計画を策定するとともに、より具体性の高い2023年度の単年度事業計画を策定する予定です。
- ③ 戦略的事業投資を担保する財務基盤の整備
長期成長戦略における最も重要な柱の一つが事業投資であると捉えています。これを有効なものとするためには、「必要なところに」「必要な分だけ」「時機を逸せずに」資金を投入することができる体制を常に備えておくことが求められます。それを現実化させるための手段として、コミットメントライン、キャッシュマネジメントシステム、合理性ある子会社配当、政策保有株式の適正化、銀行借入・預金両建ての解消、といった財務に関わる諸施策を、統一的な財務戦略のもとで導入・運用していくことで、戦略的事業投資を担保しうる財務基盤を整備していきます。

- ④ 経営資源としての人材の確保および育成
当社グループにおいては、人材は最も重要な経営資源であり、日々の事業活動を支えているというのみならず、目指すべき持続的成長と企業価値向上を現実のものとするためのキーとなるものとも捉えております。当社グループでは、こうした位置付けと捉えている人材に関し、モチベーションを高揚させ、成長を促し、能力と役割との最適マッチングにより組織総力を最大化させるべく、教育体系の高度化、働き方改革、人事制度の見直し、といった人事関連施策を着実に進めてまいります。
また、経営人材を能動的に育成するという取り組みも始めておりますが、企業のサステナビリティ上の重要な要件の一つと認識のうえ、継続的にしっかりと取り組んでまいります。
- ⑤ グループベースでの連結経営の高度化
当社グループは、当社および子会社19社から成る企業グループとして構成されております。そのそれぞれが自社の強みを認識または定義し経営資源を集中するとともに、グループとしての連携・共有やシナジーを発揮していくことで、グループ全体としての成長と価値向上を図っていきます。そのために、人材の交流と最適活用、資金の共有と効果的投入、業務上の連携と課題共有、管理部門の共有化等による生産性向上と重点分野へのリソース配分、など連結経営の高度化に取り組んでまいります。
- ⑥ コーポレートガバナンスの向上および維持
当社は、2022年6月開催の株主総会において監査等委員会設置会社への移行を決議いただく予定としております。これは、経営の透明性を高めることでガバナンスの強化につなげることを主眼としたものであり、逸早くこの機関設計の所期のねらいが実効化されるようにするとともに、安定的に運営されていくよう努めてまいります。
また、コーポレートガバナンス・コードへの準拠状況等に関しても、プライム市場に上場する企業として相応しいより高い水準のものを目指してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

当社グループの営業成績および財産の状況の推移は、次のとおりであります。

項目別	期別	第96期 (2018年度)	第97期 (2019年度)	第98期 (2020年度)	第99期(当期) (2021年度)
取 扱 高 (百万円)		-	-	136,273	134,261
売 上 高 (百万円)		157,145	140,677	71,933	85,307
営 業 利 益 (百万円)		2,118	2,809	2,581	3,824
経 常 利 益 (百万円)		2,418	3,122	2,906	3,879
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (百万円)		1,587	△1,262	2,721	2,246
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)		125.50	△100.73	221.87	186.85
純 資 産 (百万円)		29,066	25,911	29,889	31,101
1株当たり純資産 (円)		2,246.34	2,058.12	2,365.06	2,516.57
総 資 産 (百万円)		85,742	92,668	97,458	104,865

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、前連結会計年度に係る売上高については、当該会計基準等を遡及適用した後の数値を記載しております。

なお、当該会計基準等の適用にあたり、代理人取引に係る売上高は、仕入高と相殺した純額にて表示しております。相殺前の総額につきましては、取扱高として表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
日本ダイヤバルブ(株)	96百万円	100%	工業用バルブの製造販売
(株)竹本	10百万円	100	金属二次製品および配管機材等の販売
西華デジタルイメージ(株)	95百万円	100	最先端計測機器およびソフトウェアの販売
敷島機器(株)	96百万円	100	船舶、内燃機関、漁撈機械、発電装置等の販売および施工
セイカダイヤエンジン(株)	96百万円	100	国内船舶用エンジンの販売・サービス事業および関連商品の販売
Seika Sangyo GmbH	1,533千ユーロ	100	自動車産業向け圧造機、車載関係ロボットおよび表面実装関連等の産業用機器の販売
Tsurumi (Europe) GmbH	550千ユーロ	95	水中ポンプの販売
Tsurumi France S.A.S.	375千ユーロ	(95)	水中ポンプおよび排水処理等の環境関連機器販売並びにレンタル事業
HYDREUTES, S.A.U.	60千ユーロ	(95)	水中ポンプおよび排水処理等の環境関連機器販売
Marine Motors & Pumps N.V.	158千ユーロ	(95)	水中ポンプの販売およびレンタル事業
Tsurumi UK Limited	100ポンド	(76)	Obart Pumps Limitedの持株会社
Obart Pumps Limited	50千ポンド	(76)	水中ポンプの販売
SEIKA MACHINERY, INC.	1,000千米ドル	100	エレクトロニクス基板実装関連機器を主とする産業用機器の販売
西擘貿易（上海）有限公司	47,744千人民元	100	産業用機械および合成繊維製造用原料の販売
天津泰雅閥門有限公司	16,175千人民元	(100)	工業用バルブの製造販売
Seika Sangyo (Thailand) Co., Ltd.	20,000千タイバーツ	49	産業機械、電気設備および関連資材等の販売並びに同製品のアフターサービス業務
SEIKA SANGYO (VIETNAM) COMPANY LIMITED	64,000百万ベトナムドン	100	産業機械、電子・通信機器および関連資材等の販売並びに同製品のアフターサービス業務

- (注) ① 当社の出資比率欄の () 内の数字は、間接出資比率を示しております。
- ② Seika Sangyo(Thailand)Co.,Ltd.については議決権の所有割合は50%以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としております。
- ③ 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
- ④ Obart Pumps (Holdings) Limitedは、2021年7月2日付でTsurumi UK Limitedに商号変更しております。
- ⑤ 2022年1月1日付でTsurumi (Europe) GmbHがMarine Motors & Pumps N.V.株式の20%を追加取得いたしました。
この結果、Marine Motors & Pumps N.V.への出資比率は76%から95%となりました。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、電力、化学・エネルギー、産業機械分野の機械設備およびそれらの関連機器並びにこれらに付帯する製品の販売、保守、サービス等に係る事業を国内外にわたって営んでおります。

なお、各事業の主な取扱製品およびサービスは、次のとおりであります。

セグメント	主な取扱製品およびサービス
電力事業	発電設備、環境保全設備およびそれらの関連機器 等
化学・エネルギー事業	一般産業向発電設備、環境保全設備およびそれらの関連機器並びにプロセス用製造設備 等
産業機械事業	新素材・繊維、醸造・食品、出版・印刷、プラントエンジニアリング等の機械設備、各種素材、原材料(繊維原料、プリント基板等)および最先端計測機器 等
グローバル事業	水中ポンプ、排水処理機器、繊維・化学向機械設備、原材料(繊維原料)およびエレクトロニクス実装関連設備 等

(8) 主要な事業所

- ① 当社の主要な事業所
 本 社：東京都千代田区
 支 社：大阪市
 支 店：名古屋市、広島市、福岡市ほか国内外主要都市
- ② 子会社の主要な事業所
 日本ダイヤバルブ(株) (東京都品川区)
 (株)竹本 (兵庫県神戸市)
 西華デジタルイメージ(株) (東京都港区)
 敷島機器(株) (北海道札幌市)
 セイカダイヤエンジン(株) (東京都新宿区)
 Seika Sangyo GmbH (ドイツ)
 Tsurumi (Europe) GmbH (ドイツ)
 Tsurumi France S.A.S. (フランス)
 HYDREUTES, S.A.U. (スペイン)
 Marine Motors & Pumps N.V. (ベルギー)
 Tsurumi UK Limited (イギリス)
 Obart Pumps Limited (イギリス)
 SEIKA MACHINERY, INC. (米国)
 西擘貿易(上海)有限公司(中国)
 天津泰雅閥門有限公司(中国)
 Seika Sangyo (Thailand) Co., Ltd. (タイ)
 SEIKA SANGYO (VIETNAM) COMPANY LIMITED (ベトナム)

(9) 従業員の状況

部 門 区 分	従 業 員 数 (名)	前期末比増減 (名)
電力事業	64	(増) 2
化学・エネルギー事業	230	(増) 14
産業機械事業	345	(減) 6
グローバル事業	189	(増) 5
全社(共通)	149	(減) 7
合 計	977	(増) 8

- (注) ① 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
- ② 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の部門に区分できない管理部門に所属しているものを記載しております。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 額
(株) 三 菱 U F J 銀 行	2,100百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 37,705,800株
- (2) 発行済株式総数 11,977,250株 (自己株式 343,400株を除く)
- (3) 株 主 数 7,488名 (前期末比 469名減)
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行(株)信託口	1,300	10.85
光 通 信 (株)	891	7.44
三 菱 重 工 業 (株)	826	6.90
(株) 三 菱 U F J 銀 行	400	3.34
(株) 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 信 託 口	356	2.98
(株) 山 口 銀 行	352	2.95
日 機 装 (株)	318	2.66
三 菱 電 機 (株)	286	2.39
(株) 鶴 見 製 作 所	267	2.23
(株) 三 井 住 友 銀 行	234	1.96

- (注) ① 千株未満は切り捨てて表示しております。
- ② 当社は、自己株式 343,400株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は2021年3月31日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式の取得を決議し、次のとおり取得いたしました。

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	326,800株
株式の取得価額の総額	566,511,200円
取得期間	2021年4月1日～2021年6月30日

- ② 当社は2022年3月9日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき自己株式の消却を行うことを決議し、次のとおり消却いたしました。

消却した株式の種類	当社普通株式
消却した株式の数	500,000株
消却日	2022年3月31日

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社取締役の新株予約権の保有状況

名称 (取締役会決議日)	行使期間	保有 状況	目的となる 株式の種類 および数 (株)	発行価額 (円)	行使時の 払込金額
第1回新株予約権 (2016年6月24日)	2016年8月10日から 2046年8月9日まで	916個 4名	普通株式 18,320	1個当たり 22,420	1株当たり 1円
第2回新株予約権 (2017年6月27日)	2017年7月15日から 2047年7月14日まで	634個 4名	普通株式 12,680	1個当たり 38,420	1株当たり 1円
第3回新株予約権 (2018年6月26日)	2018年7月14日から 2048年7月13日まで	557個 4名	普通株式 11,140	1個当たり 42,000	1株当たり 1円
第4回新株予約権 (2019年6月25日)	2019年7月13日から 2049年7月12日まで	1,246個 4名	普通株式 24,920	1個当たり 24,180	1株当たり 1円
第5回新株予約権 (2020年6月24日)	2020年7月23日から 2050年7月22日まで	1,242個 4名	普通株式 24,840	1個当たり 21,880	1株当たり 1円
第6回新株予約権 (2021年6月24日)	2021年7月17日から 2051年7月16日まで	948個 5名	普通株式 18,960	1個当たり 30,820	1株当たり 1円

- (注) ① 新株予約権は、取締役（社外取締役を除く）に対して、株式報酬型ストック・オプションとして発行されたものです。
- ② 新株予約権の権利行使の条件は、行使期間内において、当社の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものです。

(2) 当事業年度中に取締役でない当社執行役員に交付した新株予約権の状況

名称 (取締役会決議日)	行使期間	発行数 交付状況	目的となる 株式の種類 および数 (株)	発行価額 (円)	行使時の 払込金額
第6回新株予約権 (2021年6月24日)	2021年7月17日から 2051年7月16日まで	951個 9名	普通株式 19,020	1個当たり 30,820	1株当たり 1円

- (注) ① 新株予約権は、取締役でない執行役員に対して、株式報酬型ストック・オプションとして発行されたものです。
- ② 新株予約権の権利行使の条件は、行使期間内において、当社の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものです。

当社は、2017年10月1日をもって、普通株式5株を1株とする株式併合を実施しており、「目的となる株式の数」は調整されております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	櫻井 昭彦	社長執行役員 取締役会議長 報酬審査委員会委員
取締役	高橋 正憲	常務執行役員 営業統括本部長 兼化学・エネルギー事業所管
取締役	川名 康正	常務執行役員 経営企画本部長 兼関係会社戦略本部長
取締役	長谷川 智昭	上席執行役員 管理本部長 報酬審査委員会委員
取締役	後藤 基	執行役員 社長付
社外取締役	白井 裕子	指名審査委員会委員長 報酬審査委員会委員 アネスト岩田(株)社外取締役
社外取締役	深尾 隆久	指名審査委員会委員 報酬審査委員会委員
社外取締役	宮田 清巳	報酬審査委員会委員長 指名審査委員会委員
常勤監査役	高橋 昌志	監査役会議長
常勤監査役	阿部 正典	
社外監査役	毛野 泰孝	指名審査委員会委員 King & Wood Mallesons法律事務所・外国法共同事業パートナー
社外監査役	中村 嘉彦	報酬審査委員会委員 公認会計士中村嘉彦会計事務所 三菱自動車工業(株)社外取締役

- (注) ① 社外取締役白井裕子氏、社外監査役毛野泰孝氏は弁護士の資格を有しております。
 ② 社外監査役中村嘉彦氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 ③ 社外取締役白井裕子氏、深尾隆久氏および宮田清巳氏並びに社外監査役毛野泰孝氏および中村嘉彦氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

④ 2022年4月1日付で次のとおり異動がありました。

地 位	氏 名	異動後の担当および重要な兼職の状況
取 締 役	川 名 康 正	専務執行役員（企画管掌）
取 締 役	長 谷 川 智 昭	上席執行役員（管理管掌）
取 締 役	高 橋 正 憲	社長付
取 締 役	後 藤 基	社長付

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の執行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害は填補されません。

当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員、重要な使用人等および記名子会社の役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬等は、社内規定に基づき基本報酬（固定報酬）が決められているほか、短期的な業績に連動した賞与（社外取締役を除く）および中長期的な業績に連動した株式報酬型のストック・オプション（社外取締役を除く）となっております。賞与については、グループ企業としての収益拡大を意識した経営を行うため、外形標準課税額を考慮する前の連結営業利益および連結税金等調整前当期純利益に、中期経営計画における経営数値目標のうち連結営業利益の達成状況に応じた算定率と役職毎の係数を掛け、算出しております。

当社の取締役の報酬等は上記決定方針の下、取締役会で議論を重ね決議された規定に基づき、株主総会で決議された上限金額の範囲内で支払われております。

このため当該事業年度の取締役の報酬等は、上記決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当社は公正性・客観性・透明性と説明責任を強化するために、取締役会の下に任意の報酬審査委員会を設置しており、報酬審査委員会の委員の過半数は、独立役員（社外取締役および社外監査役）で構成されております。

取締役の個人別の報酬等の決定方針は、報酬審査委員会の答申を受けたうえで取締役会にて決定しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役報酬は、2006年6月29日開催の株主総会の決議において「年額3億円以内」となっており、当該決定に係る取締役の員数は7名であります。また、「年額3億円以内」の算出の前提となる取締役の員数は、当社定款に定める11名以内であります。

株式報酬型のストック・オプションについては、2016年6月24日開催の株主総会で「年額60百万円」以内にて付与するものとしております。当該決定に係る取締役（社外取締役を除く）の員数は4名であります。また、「年額60百万円以内」の算出の前提となる取締役の員数は、当社定款に定める11名以内から社外取締役を除いた員数であります。

当社の監査役の報酬は、2016年6月24日開催の株主総会の決議において「年額51百万円以内」となっており、当該決議に係る監査役の員数は4名であり、「年額51百万円以内」の算出の前提となる監査役の員数は、当社定款に定める4名以内であります。

個別の金額については監査役の協議により決定しております。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の人数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	276 (25)	167 (25)	79 (一)	29 (一)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	51 (10)	51 (10)	—	—	4 (2)

- (注) ① 業績連動報酬等として取締役（社外取締役を除く）に賞与を支給しております。グループ企業としての収益拡大を意識した経営を行うため、外形標準課税額を考慮する前の連結営業利益および連結税金等調整前当期純利益に、中期経営計画における経営数値目標のうち連結営業利益の達成状況に応じた算定率と役職毎の係数を掛け、算出しております。
- ② 非金銭報酬等として取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストック・オプションを付与しております。
株式報酬型ストック・オプションの内容およびその付与状況は3. 会社の新株予約権等に関する事項に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 先
取 締 役	白 井 裕 子	アネスト岩田(株)社外取締役
監 査 役	毛 野 泰 孝	King & Wood Mallesons法律事務所・外国法共同事業パートナー
監 査 役	中 村 嘉 彦	公認会計士中村嘉彦会計事務所 三菱自動車工業(株)社外取締役

(注) 監査役中村嘉彦氏の重要な兼職先である三菱自動車工業(株)と当社の間には営業上の取引関係があります。その他の取締役および各監査役の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	白 井 裕 子	<p>当期開催の取締役会すべてに出席し、弁護士としての専門的見地のみならず、社会一般を俯瞰する客観的視点から提言するなど、取締役会の意思決定の透明性、公正性を確保するための活動を行っております。</p> <p>なお、同氏は代表取締役および取締役候補者の選定プロセスと評価内容の審査を行い、その結果を取締役に答申する指名審査委員会の委員長並びに取締役賞与の査定および役員報酬制度の検討に対して意見または提言を行う報酬審査委員会の委員を務めております。</p> <p>当期において指名審査委員会は6回、報酬審査委員会は6回開催され、そのすべてに出席しております。</p>
取 締 役	深 尾 隆 久	<p>当期開催の取締役会すべてに出席し、経営者としての豊富な経験を活かし、経営全般から事業自体に関わる課題まで現実性ある提言をするなど、企業価値向上に寄与する活動を行っております。</p> <p>なお、同氏は代表取締役および取締役候補者の選定プロセスと評価内容の審査を行い、その結果を取締役に答申する指名審査委員会並びに取締役賞与の査定および役員報酬制度の検討に対して意見または提言を行う報酬審査委員会の委員を務めております。</p> <p>当期において指名審査委員会は6回、報酬審査委員会は6回開催され、そのすべてに出席しております。</p>
取 締 役	宮 田 清 巳	<p>当期開催の取締役会すべてに出席し、経営者としての豊富な経験と識見に基づき、経営全般から営業的課題までの確かな見解表明と有用な意見提示をするなど、企業価値向上に資する活動を行っております。</p> <p>なお、同氏は取締役賞与の査定および役員報酬制度の検討に対して意見または提言を行う報酬審査委員会の委員長並びに代表取締役および取締役候補者の選定プロセスと評価内容の審査を行い、その結果を取締役に答申する指名審査委員会の委員を務めております。当期において指名審査委員会は6回、報酬審査委員会は6回開催され、そのすべてに出席しております。</p>

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	毛 野 泰 孝	<p>当期開催の取締役会および監査役会のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、監査役として取締役会の意思決定の適法性、妥当性を確保するための発言を行っております。</p> <p>なお、同氏は代表取締役および取締役候補者の選定プロセスと評価内容の審査を行い、その結果を取締役に答申する指名審査委員会の委員を務めております。</p> <p>当期において指名審査委員会は6回開催され、そのすべてに出席しております。</p>
監 査 役	中 村 嘉 彦	<p>当期開催の取締役会および監査役会のすべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から、監査役として取締役会の意思決定の適法性、妥当性を確保するための発言を行っております。</p> <p>なお、同氏は取締役賞与の査定および役員報酬制度の検討に対して意見または提言を行う報酬審査委員会の委員を務めております。</p> <p>当期において報酬審査委員会は6回開催され、そのすべてに出席しております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

明光監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(3) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	51百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51百万円

- (注) ① 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査内容、職務遂行状況および監査報酬の推移等について確認し、当事業年度の監査項目別監査時間および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
- ② 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(4) 当社の会計監査人以外の監査法人等による子会社の計算書類の監査の状況

会社名	監査法人等の名称
Seika Sangyo GmbH	PricewaterhouseCoopers
Tsurumi (Europe) GmbH	PricewaterhouseCoopers
Tsurumi France S.A.S.	Christian Davoult
HYDREUTES, S.A.U.	Iberica de Auditores S.L.
Marine Motors & Pumps N.V.	HLB Dodemont-Van Impe & Co BV CVBA
Tsurumi UK Limited	Kreston Reeves LLP
Obart Pumps Limited	Kreston Reeves LLP
SEIKA MACHINERY, INC.	Century CPA & Co.
西暉貿易（上海）有限公司	立信會計師事務所有限公司
Seika Sangyo (Thailand) Co.,Ltd.	Professional Auditing Service Co.,Ltd.

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

また、上記のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合または、会計監査人の変更が妥当であると判断された場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は社である「社業の発展を通じ社会に貢献する」のもと、法令・定款に適合し、適正かつ効率的な業務遂行を通じた企業価値の向上を図るため、会社法および会社法施行規則に基づき、当社および当社子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）の業務の適正を確保するための体制を以下の通り整備しております。

- (1) 取締役・執行役員および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - ①コンプライアンスに関する体制
 - ・取締役、執行役員および使用人の行動規範である「コンプライアンスマニュアル」および関連する規定を制定し、社長をはじめとする取締役・執行役員が率先垂範するとともに、社長直轄のコンプライアンス室を設けて使用人への周知と理解の向上を図る。
 - ・社長直轄の輸出管理委員会を設置し、「輸出管理規定」を定め、安全保障輸出管理を適切に実施する。
 - ・取締役・執行役員および使用人のコンプライアンス違反行為を早期に発見するために、内部通報体制を構築する。また、「内部通報制度規定」を定め、適切に運用し、報告者に対し不利な取扱いを行わないことを確保する。
 - ②内部監査に関する体制
 - ・社長直轄の内部監査室を設置し、「内部統制監査規定」を定め、当社グループに係る内部統制の適正な整備および運用状況の監査を実施する。
 - ③反社会的勢力の排除
 - ・反社会的な活動や勢力とは対決し、関係を一切持たないことを「コンプライアンスマニュアル」に定め、接触を受けた場合には弁護士、警察等と連携し、組織的に対応する。
 - ④財務報告の適正性を確保するための体制
 - ・「財務報告の基本方針」を定め、金融商品取引法およびその他関係法令等が求める財務報告の適正性を確保するための体制を構築する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ①情報の保存・管理体制
 - ・取締役の職務の執行に係る情報は、「取締役会規定」、「経営会議規定」および「文書管理規定」に基づき、文書または電磁的記録媒体で記録し、適切に保存および管理し、取締役および監査役が常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

①職務権限の制定

- ・「取締役会規定」、「経営会議規定」および「営業上の諸伺いに関する規定」等を定め、取締役、執行役員および使用人の職務の遂行に必要な権限を明確にし、その職務の執行に伴うリスクを適切に管理する。

②部門別によるリスク管理体制

- ・「機構職制表」を定め、各部門の職務と責任に応じてリスク管理が行える体制を構築する。

③情報セキュリティ体制

- ・当社の保有する情報資産について、「情報セキュリティの基本方針」を定め、その正確かつ安全な取り扱いの体制を構築する。

④全社的なリスク管理体制

- ・全社的なリスクおよび全社に及ぶ可能性のある個別のリスクについては、経営会議において、その対策および対応後の評価等の統括管理を行う。

⑤監査、モニタリング体制

- ・社長直轄の内部監査室は、全社的または個別のリスクの管理体制について、監査、モニタリングを通じて、改善のための助言・提言を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会

- ・「取締役会規定」に基づき、定例取締役会を原則として毎月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催する。

②経営会議

- ・意思決定の迅速化を図るため、取締役会にて定められた事項の審議および決定を行う機関として「経営会議」を設置し、原則として毎月2回以上開催する。

③執行役員制度

- ・執行役員制度を採用し、取締役の業務執行権限の執行役員への委譲を進めることにより、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化を行い、効率的な経営を推進する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・当社は、各子会社の責任と権限を定めた「関係会社支援運営規定」を定め、グループ運営の円滑化および事業推進を図る。
- ・当社は、「関係会社支援運営規定」に基づき、各子会社の責任者に業務執行に係る重要事項の報告を求める。

②子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ・子会社に対し、それぞれの事業形態や経営環境等を踏まえたリスク管理体制の構築を求める。

- ③子会社の取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制
- ・子会社の取締役による会社運営を支援する目的で関係会社戦略本部を設ける。また、子会社の業務執行に関しては、当社が決定権限を留保する範囲を規定により定める。
- ④子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・各子会社において、各国の法令等に基づき、コンプライアンス体制を整備し、当社グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。
 - ・当社より取締役または監査役を派遣して監督するとともに、問題が発生した場合には、状況が迅速かつ適切に当社へ報告される体制を構築する。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①補助使用人とその独立性
- ・監査役がその監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、使用人を配置するものとし、その使用人は監査役の指示に従うものとする。
- ②補助使用人の人事
- ・監査役の職務を補助すべき使用人の人事については、監査役会の同意を得るものとする。
- (7) 監査役への報告体制、監査役の職務の執行について生じる費用に関する事項、およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①報告体制
- ・取締役・執行役員、使用人および各子会社の責任者が、当社に重大な損失を与える事項、コンプライアンス違反または不正を発見した場合、監査役へ報告する体制を確保する。
- ②監査費用
- ・監査役は、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続や処理を行うことができるものとする。
- ③その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役が、取締役会等重要会議へ出席し、経営の意思決定の過程および取締役の業務執行状況を把握できるよう体制を整備する。
 - ・監査役は、必要に応じて、重要事項等に関する文書の閲覧並びに取締役・執行役員および使用人からの説明を求めることができる。
 - ・監査役が、社長および社外取締役との定期的な意見交換を行えるよう、また会計監査人および内部監査室からの監査報告を定期的に受けられるよう、実効的な監査体制の確保および強化に努める。
 - ・当社グループの内部通報の状況について、定期的に監査役へ報告される体制を確保する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループの内部統制システムの当期における整備・運用状況は以下のとおりであり、当社の取締役会が実効性のある体制の整備および監督に努めております。

なお、子会社については、関係会社支援運営規定に基づき、各社の重要な事項を当社に対して事前伺い出または報告させることで業務の適正を確保する体制を確立しております。

①コンプライアンスに関する運用状況

当社のコンプライアンス室は、当社グループに所属する個人や組織のコンプライアンス意識の向上のため、教育を中心に啓蒙活動を行いました。当社グループのコンプライアンスに係る運用状況については、当社の内部監査室が適宜監査し、改善点があれば指導いたしました。加えて、当社の輸出管理委員会は、法令等に基づく輸出案件の事前審査や当社各営業部門に対し社内教育および監査を行うことで、適切に安全保障輸出管理を実施いたしました。

また、当社グループの内部通報体制については、社内通報窓口に加え、社外通報窓口を経営陣から独立した外部の法律事務所に設置し独立性を確保する体制を整備し、適切に運用されております。

②取締役・執行役員の職務の執行状況

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む取締役8名で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名が出席して、当期は16回開催され、重要事項の決定および取締役・執行役員の業務執行状況の監督を行いました。

また、取締役会の実効性評価の結果を踏まえ、取締役会の実効性をさらに高めるために「取締役・監査役会議」を開催し集中的に討議を行った他、経営戦略の方向性について継続して議論を深めました。

取締役会の諮問機関である「指名審査委員会」および「報酬審査委員会」は、それぞれ、代表取締役および取締役候補者の選定プロセスおよび評価内容、役員報酬に関わる制度見直しや査定等の諮問事項について評価や審議を行ない、その結果を取締役に答申しました。

更に、取締役および執行役員の中から取締役会で指名された者で構成する経営会議は22回開催され、主に当社グループの成長戦略他の議論を進め、経営の推進に寄与いたしました。

③グループ会社の統括および業務推進状況

当社の関係会社統括部が中心となって国内外関係会社の統括および業務を推進いたしました。また、関係会社支援運営規定に基づき、子会社に対して経営成績および財政状態を当社へ定期的に報告させると共に、子会社の重要事項については、当社に事前伺い出させ、審議・承認のうえで実施させました。

④内部統制監査に関する運用状況

グループにおける子会社の管理・監督が重要になってきていることから、当社の内部監査室が当社全場所および国内外の重要な子会社の内部監査を実施いたしました。

当期は、労働環境と営業管理に関するコンプライアンスおよび社内ルールの遵守状況を重点的に監査いたしました。

その監査結果を内部監査室長が取り纏め、社長に対し報告し、社長が当社の取締役会へ報告の上、取締役会が内部統制の有効性について審議いたしました。

また、当社連結子会社の元社員による不正行為に関し、当社グループ一丸となって再発防止に向けた体制の再構築を図りました。外部の専門家を含む調査委員会からの調査報告書および提言を踏まえて、取締役会で承認された再発防止策を講じ、その整備・運用状況についてモニタリング監査を行っております。

⑤監査役の職務の執行状況

当社の監査役は、会社法および監査計画に基づき、取締役会等重要会議に出席すると共に、重要事項等に関する文書の閲覧、当社および重要な子会社に対しての業務監査、並びに代表取締役との定期的な面談等を通じて、取締役の職務執行を監査いたしました。

また、当社の監査役は、社外取締役、会計監査人、内部監査室との間で定期的に意見交換や情報共有を行うなど、十分な連携を図りました。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)	104,865	(負債の部)	73,764
流動資産	89,746	流動負債	70,409
現金及び預金	17,334	支払手形及び買掛金	31,602
受取手形、売掛金及び契約資産	36,029	短期借入金	5,506
リース投資資産	109	リース債務	39
有価証券	157	未払金	1,645
商品及び製品	5,362	未払法人税等	660
仕掛品	457	前受金	29,354
原材料及び貯蔵品	1,188	賞与引当金	650
前渡金	28,551	役員賞与引当金	79
その他	687	その他	871
貸倒引当金	△132	固定負債	3,354
固定資産	15,119	長期借入金	27
有形固定資産	2,743	リース債務	79
建物及び構築物	839	退職給付に係る負債	2,572
機械装置及び運搬具	225	役員退職慰労引当金	22
工具、器具及び備品	289	繰延税金負債	249
賃貸用資産	669	その他	403
リース資産	110		
土地	609	(純資産の部)	31,101
無形固定資産	793	株主資本	26,994
のれん	346	資本金	6,728
施設利用権	117	資本剰余金	2,097
ソフトウェア	321	利益剰余金	18,734
その他	7	自己株式	△564
投資その他の資産	11,582	その他の包括利益累計額	3,111
投資有価証券	10,439	その他有価証券評価差額金	2,813
長期貸付金	36	為替換算調整勘定	296
繰延税金資産	582	退職給付に係る調整累計額	1
その他	544	新株予約権	282
貸倒引当金	△20	非支配株主持分	713
資産合計	104,865	負債及び純資産合計	104,865

連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売上高		85,307
売上原価		67,280
売上総利益		18,026
販売費及び一般管理費		14,202
営業利益		3,824
営業外収益		
受取利息及び配当金	278	
有価証券売却益	7	
為替差益	67	
その他の	107	460
営業外費用		
支払利息	62	
有形売却損	20	
持分法による投資損失	265	
その他の	57	405
経常利益		3,879
特別利益		
投資有価証券売却益	3	
固定資産売却益	166	170
税金等調整前当期純利益		4,050
法人税、住民税及び事業税	1,300	
法人税等調整額	416	1,717
当期純利益		2,333
非支配株主に帰属する当期純利益		86
親会社株主に帰属する当期純利益		2,246

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2021年4月1日残高	百万円 6,728	百万円 2,097	百万円 17,907	百万円 △844	百万円 25,888
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△606		△606
親会社株主に帰属する当期純利益			2,246		2,246
自己株式の取得				△568	△568
自己株式の処分			△0	0	0
自己株式の消却			△809	809	—
新株予約権の行使			△4	38	34
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	826	279	1,105
2022年3月31日残高	6,728	2,097	18,734	△564	26,994

	その他の包括利益累計額				新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
2021年4月1日残高	百万円 3,206	百万円 △78	百万円 △7	百万円 3,120	百万円 258	百万円 621	百万円 29,889
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△606
親会社株主に帰属する当期純利益							2,246
自己株式の取得							△568
自己株式の処分							0
自己株式の消却							—
新株予約権の行使							34
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△392	374	8	△9	24	91	106
連結会計年度中の変動額合計	△392	374	8	△9	24	91	1,212
2022年3月31日残高	2,813	296	1	3,111	282	713	31,101

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

西華産業株式会社
取締役会御中明光監査法人
東京都町田市指定社員 公認会計士 杉村和則
業務執行社員指定社員 公認会計士 柴崎智延
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、西華産業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西華産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)	86,740	(負債の部)	64,592
流 動 資 産	71,042	流 動 負 債	62,453
現金及び預金	10,247	支払手形	4,845
受取手形	3,365	買掛金	21,466
売掛金	27,186	短期借入金	5,500
リース投資資産	109	リース債	20
有価証券	157	未払金	753
商品	1,386	未払法人税等	253
前渡金	28,196	前受金	28,822
その他の金	398	賞与引当金	361
貸倒引当金	△5	役員賞与引当金	79
固 定 資 産	15,698	そ の 他	351
有 形 固 定 資 産	884	固 定 負 債	2,139
建物	112	リース債	32
工具、器具及び備品	56	退職給付引当金	1,964
賃貸用資産	581	繰延税金負債	104
リース資産	48	そ の 他	37
土地	78	(純資産の部)	22,147
その他の他	7	株 主 資 本	19,077
無 形 固 定 資 産	179	資 本 金	6,728
施設利用権	117	資 本 剰 余 金	2,096
ソフトウェア	57	資 本 準 備 金	2,096
その他の他	4	利 益 剰 余 金	10,808
投資その他の資産	14,634	そ の 他 利 益 剰 余 金	10,808
投資有価証券	8,199	別 途 積 立 金	6,600
関係会社株式	5,593	繰 越 利 益 剰 余 金	4,208
関係会社出資金	444	自 己 株 式	△555
長期貸付金	29	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,787
その他の他	387	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,787
貸倒引当金	△19	新 株 予 約 権	282
資 産 合 計	86,740	負 債 及 び 純 資 産 合 計	86,740

損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売上高	57,802
売上原価	49,848
売上総利益	7,953
販売費及び一般管理費	6,710
営業利益	1,243
営業外収益	
受取利息及び配当金	2,211
為替差益	88
有価証券売却益	7
その他	70
営業外費用	
支払利息	50
有形売却損	20
その他	12
経常利益	3,538
特別利益	
固定資産売却益	156
投資有価証券売却益	2
特別損失	
関係会社株式評価損	511
税引前当期純利益	3,186
法人税、住民税及び事業税	382
法人税等調整額	303
当期純利益	2,500

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
				別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
2021年4月1日残高	百万円 6,728	百万円 2,096	百万円 2,096	百万円 6,600	百万円 3,127	百万円 9,727
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△606	△606
当期純利益					2,500	2,500
自己株式の取得						
自己株式の処分					△0	△0
自己株式の消却					△809	△809
新株予約権の行使					△4	△4
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	1,080	1,080
2022年3月31日残高	6,728	2,096	2,096	6,600	4,208	10,808

	株 主 資 本		評価・換算 差 額 等 その他有価証券 評価差額金	新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計			
2021年4月1日残高	百万円 △835	百万円 17,717	百万円 3,196	百万円 258	百万円 21,172
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△606			△606
当期純利益		2,500			2,500
自己株式の取得	△568	△568			△568
自己株式の処分	0	0			0
自己株式の消却	809	—			—
新株予約権の行使	38	34			34
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△409	24	△384
事業年度中の変動額合計	279	1,360	△409	24	975
2022年3月31日残高	△555	19,077	2,787	282	22,147

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

西華産業株式会社
取締役会御中

明光監査法人
東京都町田市

指定社員 公認会計士 杉村和則
業務執行社員

指定社員 公認会計士 柴崎智延
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西華産業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 明光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 明光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

西華産業株式会社	監査役会				
常勤監査役	高 橋	昌 志	Ⓧ		
常勤監査役	阿 部	正 典	Ⓧ		
社外監査役	毛 野	泰 孝	Ⓧ		
社外監査役	中 村	嘉 彦	Ⓧ		

以 上

